

「薬事衛生六法 2016」（2016年4月1日発行）の記述に誤りがありました。お詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます（2016年9月14日現在）

該当箇所	誤	正
p.21 上段（第二条第一項第二号）	二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、 <u>機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）</u> 」を「 <u>機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（後略）</u>	二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、 <u>機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（後略）</u>
p.62 下段（第六十八条の二十二第六項）	この場合において、 <u>生物由来製品の承認取得者等</u> は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。	この場合において、 <u>生物由来製品承認取得者等</u> は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
p.64 上段（第六十九条第二項）	、第十一条（第三十八条、第四十条第一項及び <u>第四十条の七第一項</u> において準用する場合を含む。）、（中略）第六十八条の五第三項、第五項若しくは <u>第六項若しくは第八十条第四項</u> 、第六十八条の七第二項、第五項若しくは第八項、第六十八条の九第二項、第六十八条の十第二項、 <u>第六十八条の二十二第二項若しくは第八十条第七項</u> 、第五項若しくは第八項若しくは第八十条第七項の規定又は第七十二条第四項、	、第十一条（第三十八条、第四十条第一項及び <u>第四十条の七</u> において準用する場合を含む。）、（中略）第六十八条の五第三項、第五項若しくは <u>第六項</u> 、第六十八条の七第二項、第五項若しくは第八項、第六十八条の九第二項、第六十八条の十第二項、 <u>第六十八条の二十二第二項</u> 、第五項若しくは第八項若しくは第八十条第七項の規定又は第七十二条第四項、
p.655 下段（第七条第四項）	4 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の <u>承認（のために（後略）</u>	4 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の <u>承認のために（後略）</u>
p.860 中段（第一条第二号）	二 専ら殺菌 <u>消毒</u> に使用されることが目的とされる医薬品であつて、（後略）	二 専ら殺菌 <u>消毒</u> に使用されることが目的とされる医薬品であつて、（後略）
p.974 上段（第二十四条の二第二項）	2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、 <u>十年以下</u> の懲役に処し、又は情状により <u>十年以下</u> の懲役及び <u>三百万円以下</u> の罰金に処する。	2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、 <u>七年以下</u> の懲役に処し、又は情状により <u>七年以下</u> の懲役及び <u>二百万円以下</u> の罰金に処する。